

神奈川県の学校コードに係る付番方針について

「学校コードの取り扱いについて」に基づき、新たに学校コードを付与する際の付番方針を以下のとおり定める。

1. 学校番号の構造

学校コードの構成要素である学校番号（全7桁）の付番について、以下の通り各桁の番号を扱うこととする。

（第1桁から第3桁までの3桁の番号）

学校が所在する市町村を区別する番号として用いることとし、当該番号には、全国地方公共団体コードにおいて定められた市区町村コードを準用する。

なお、政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市の番号については、域内の区ごとの市区町村コード番号は用いず、当該市全体を表す番号として横浜市「100」、川崎市「130」、相模原市「150」を用いることとする。

（第4桁、第5桁、第6桁及び第7桁）

公立学校（幼保連携型認定こども園を除く）と私立学校及び幼保連携型認定こども園で以下のよう
に付番方針を分け、付番することとする。

【公立学校（幼保連携型認定こども園を除く）】

（第4桁）

設置者（県立、市町村立）を区別する番号として用いることとし、県立学校は「1」、市町村立学校は「2」を付番する。

（第5桁、第6桁及び第7桁）

学校種、設置区分、市町村及び設置者（県立、市町村立）ごとに、001から順に付番する。

【私立学校及び幼保連携型認定こども園】

学校種、設置区分及び市町村ごとに、0001から順に付番する。

2. 学校コードの付与

学校コードについては、「学校コードの取り扱いについて」に基づき、本付番方針に従い付番した学校番号を基礎として文部科学省において付与するものを用いる。

3. 学校コードの変更

学校コードは、一旦付与した後は変更しないことが基本であるが、例外として、

- ① 学校番号以外の学校コードを構成する要素（学校種、都道府県番号、設置区分）に変更が生じた場合、
 - ② その他、学校コードを運用する上で①に準ずる真にやむを得ない事由が生じた場合、
- に該当する場合であり、学校コードを変更する必要があると思慮するときには、文部科学省に対し、学校コードの変更の必要性について申し出ることとする。